

# けんこう静岡

第113号

平成25年  
(2013年)  
4月1日(月)季刊 1部50円 年200円  
(送料税込)

「けんこう静岡」は、当協会ホームページから見ることができます。

http://www.shsa.net または静岡県予防医学協会で検索ください。

発行所  
公益財団法人 静岡県予防医学協会  
http://www.shsa.net  
(静岡事務所) 〒421-1292 静岡市葵区建穂1-3-43 (054)278-7716  
(藤枝健診センター) 〒426-0053 藤枝市善左衛門2-11-5 (054)636-6461  
(総合健診センター) 〒426-8638 藤枝市善左衛門2-19-8 (054)636-6460  
(東部事務所) 〒410-0007 沼津市西沢田729-11 (055)921-1934  
(西部検査所) 〒435-0006 浜松市東区下石田951 (053)422-7800  
発行責任者 石黒 満 印刷 池田屋印刷株



## 健康な社会へ向けて

静岡大学名誉教授  
常葉大学教育学部教授

山本 章

はじめに

WHO（世界保健機関）では「健康とは単に病気でない、虚弱でないというのみならず、身体的、精神的、そして社会的に完全に良好な状態をさす」と提唱している。

「身体的、精神的な状態」は、主に個人の要因により影響され、食事、運動、休養及び睡眠などの生活習慣と密接に関連している。

一方、「社会的な状態」は、主に個人を取り囲む環境の要因により影響され、なかでも人ととの関係と密接に関連している。

そこで、家庭、学校、職場という環境で人と人との関係から健康を脅かしていると思われる問題を取り上げ、より健康な社会へ向けて、皆様方のご理解ご協力をお願いしたい。

**家庭**

核家族や少子高齢化などにより、家族の生活する場である家庭が十分に機能せずに、保護者の子育てが厳しい状況になってきている。

「児童憲章」にあるように、子どもは、人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、良い環境の中で育てられなければならない。

しかし、「児童虐待」に関する、全国の児童相談所での相談対応件数は、平成11年度に比べ、平成23年度は5・1倍に増加していることが、厚生労働省より報告されている。

保護者などによる児童虐待には、身體的虐待、性的虐待、ネグレクト、そして心理的虐待などがあるが、「生まれてくる親を選ぶことのできない子ども」にとって、虐待は生き地獄である。殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺ぶるなどの身体的虐待。言葉による脅

し、無視、差別的扱いなどの心理的虐待。虐待が続くと子どもの脳が傷つき、その後の人生にまで大きな影響を与えることになると指摘されている。決して許されるべき行為ではない。

家庭はいても家族が一緒に生活する場である家庭が十分な機能を果たせなくなっている。社会全体で、知恵を出し合い、虐待がなくなるよう、取組んでいくことが求められているのではないか。

**学校**

「いじめ」は、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義されている。国公私立の小・中・高・特別支援学校における平成24年度当初から調査の時点までにおけるいじめの認知件数は、約14万4千件。児童生徒1千人当たりの認知件数にすると10・4件で平成23年度の5・0件よ

り多かった。また、学校として児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考える件数が278件あつたと、文部科学省より報告されている。

複数回答で、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言わせる」が57・6%、「ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする」が37・1%、「軽くぶつかられたり、遊びをして叩かれたり、蹴られたりする」が30・6%、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が26・6%、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が12・6%、「金品をたかられる」が10・4%、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」が10・4%、「その他」が9・4%、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が8・3%だったそうだ。

このような「いじめ」行為が子どもにひどい精神的な苦痛を与えていたことを、児童生徒、教職員、保護者、社会全体が理解し、教職員による「体罰」はもちろん、「いじめ」をなくし、子どもが安心して学習に取組める環境にしていくことが大切である。

**職場**

「いじめ・嫌がらせ」は大人の社会でも深刻な問題となっている。

都道府県労働局に寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は、平成14年度には約6,600件であったものが、平成22年度には約3,940件と、年々急速に増加している。



年一回は健康チェックを!

健康はあなたの財産です  
すこやかな明日のために

人間ドック  
脳ドック

総合健診センター

ヘルスポート  
TEL 054-636-6460  
FAX 054-636-6465  
0120-39-6460

や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」は「パワー・ハラスメント」と呼ばれる。

厚生労働省の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」（平成24年）によれば、暴力、暴言、脅迫や仲間外しといつたじめ行為に悩む職場が増えており、「パワー・ハラスメント」が相手の尊厳や人格を傷つけ、職場環境を悪化させ、放置すれば、人は仕事への意欲や自信を失い、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があるとのことである。

予防・解決に向けた取組としての「職場の一人ひとりへの期待」を紹介したい。先ず、それぞの価値観、立場、能力などといった違いを認め、互いを受け止め、その「人格を尊重」し合うこと。次いで、互いの人格の尊重は、上司と部下や同僚の間で、理解し協力し合う適切な「コミュニケーション」を形成する努力を通じて実現できること。最後に、職場の一人ひとりが、職場のパワーハラスメントを見過ごさず向き合い、こうした行為を受けた人を孤立させずに声をかけ合うなど、「互いに支え合う」ことである。